

フィットテスト測定機器購入補助金事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、フィットテスト測定機器購入補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の第38条の21の規定により、新たに設けられたフィットテストの実施義務に関し、法令改正を円滑に施行するため、中小企業事業者等の委託を受けてフィットテストを実施等する作業環境測定機関又は特殊健康診断実施機関において、フィットテストの実施体制が整備されるよう、これらの者に対してフィットテスト測定機器の購入に要する経費の一部に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することにより、中小企業事業者等がフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制を整備し、もって労働災害の防止に資することを目的とする。

第2 事業内容

作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関のうちフィットテスト測定機器を購入する者に対し、当該機器の購入に要する経費の一部に対する間接補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 間接補助金の交付事業

1 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる者は、別表の第1欄に掲げるフィットテスト測定機器を購入する者とし、補助事業者は、フィットテスト測定機器の購入に要する経費のうち、同表第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

2 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当する事業者

ア 作業環境測定を過去3年以上受託している作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号の作業環境測定機関又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第2項に基づく特殊健康診断を過去3年以上受託している特殊健康診断実施機関の事業者（各機関について特定の関係企業・協力グループ会社等のみを対象として実施している機関を除く。）

イ 金属アーク溶接等作業を行う事業場からの求めにより、本補助金で購入したフィットテスト測定機器を用いて溶接ヒュームに係るフィットテストを実施する見込みの

ある事業者

ウ 令和3年4月6日付け基安化発0406第3号で定めるフィットテスト実施者に対する基本教育修了者を1名以上有している事業者

(2) その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

3 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表の第4欄に掲げる方法により算出するものとする。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

(1) 広報・個別相談業務

ア 間接補助金の公募及び広報

イ フィットテスト測定機器購入補助金に対する個別相談への対応

ウ フィットテスト及び機器に関する一般的な相談対応（補助金申請予定のない者からの相談を含む。専門的な相談については関係機関を紹介）

(2) 間接補助金審査等業務

ア 間接補助金の交付決定に関する審査基準の作成等

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

ウ 上記業務の付帯業務

5 交付規程の内容

交付要綱第17条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱に準じた事項及び実績報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

6 間接補助金の公募

(1) 補助事業の実施期間内に2回以上の公募期間を設け、間接補助金の予定額を割り当て、それぞれの募集期間は60日程度とする。

(2) 公募は、原則として郵送により受け付けることとする。

(3) 再申請

申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請をすることができる。

(4) 申請の取下げ

申請後、交付決定前又は現に間接補助金を交付する前において、申請者から申請の取下げがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

7 間接補助金の交付決定

(1) 補助事業者は、間接補助金の交付決定を行うに当たり、以下の事項が確保されていることを確認する。

ア 申請者が2(1)及び(2)のいずれかに該当すること。

イ 申請者が、雇用保険、労災保険、社会保険等に加入しているとともに、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令(※)違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

③ 申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団員(同法第2条第6号に定める暴力団員を言う。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

ウ 対象機器が別表の基準に適合すること。

(2) 間接補助金の交付決定

ア 間接補助金の交付決定に当たっては、フィットテスト測定機器を全国的に配置するため、1県当たり2台分を都道府県枠として確保し、残りは全国枠として交付決定を行う(都道府県枠は全公募期間を通して1県当たり2台分とし、都道府県枠の合計は94台分とする。)

最終公募期間までに申請が2件に満たない都道府県があった場合は当該都道府県枠を全国枠に充当する。

申請者からの申請は都道府県枠、全国枠の順にあてはめて審査する。公募期間ごとの間接補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、都道府県枠については下記②の事業場数が多い方を優先して都道府県枠の交付決定を行い、全国枠については下記①から③に掲げる計算方法の合計点の高い申請者から順に間接補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。具体的な加点の配分は、補助事業者が大臣の承認を得て定める。

① 都道府県：人口(総務省統計局人口推計による。)当たりの交付決定件数の少ない都道府県を優先して加点する。

② 本補助金で購入した測定機器を用いて溶接ヒュームに係るフィットテストを実施

する見込みの事業場数が多い方を優先して加点する。

- ③ 実績数：作業環境測定又は特殊健康診断を実施した事業場数の実績が多い方を優先して加点する。

8 実績報告及び間接補助金の額の確定等

(1) 実績報告及び精算払い請求

間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助者」という。）は、当該決定に係るフィットテスト測定機器を購入した後、遅くとも令和5年2月末日までに、補助事業者へ実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。

なお、間接補助者は可能な限り、交付決定後3月以内に精算払い請求を行うよう努めるものとする。実績報告書及び精算払い請求書に記載すべき事項、添付すべき証拠書類並びに報告等期日等については、大臣の承認を得て補助事業者が定める。

(2) 補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、審査の結果、その報告に係る間接補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助者に通知するものとする。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、間接補助金の額を確定した後、遅滞なく間接補助金を支払うものとする。ただし、実績報告及び精算払い申請が令和5年3月1日以降になされた場合は、当該申請に係る間接補助金の支払いを行わないことができる。

9 電子情報処理組織による申請等

申請者及び間接補助者は以下の申請等において、様式第1号から様式第13号に定める事項その他必要な事項について、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

申請者：6の(2)で定める申請、6の(3)で定める再申請、6の(4)で定める申請の取下げ

間接補助者：8の(1)で定める実績報告及び精算払い請求

10 電子情報処理組織による処分通知等

補助事業者は、7に定める間接補助金の交付決定、8の(2)で定める補助金の額の確定等について、間接補助者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、様式第1号から様式第13号に定める通知その他必要な通知について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

11 フィットテスト測定機器及び間接補助金に対する個別相談への対応

- (1) 補助事業者は、4(1)イの個別相談の対応について、全国からのフィットテスト測

定機器及び当該間接補助金に関する相談に対し、作業環境測定士等の専門家による適切な助言・指導等を行うこととする。相談は主に電話によるものと想定しているが、メールを使用した相談についても受け付けることとする。

(2) 個別相談の受付等については以下のとおりとする。

① 個別相談の受付時間等

相談電話の受付時間は月曜日～金曜日（祝日、8月9日～15日（夏季休暇）及び12月29日～1月3日（年末年始）を除く。）の9時～17時までとする。メールによる相談は随時受け付けることとするが、原則として相談電話の受付時間に対応することとし、可能な限りメールが到着した当日又はその翌営業日までに相談者に対し回答等の連絡を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡散を防ぐため、外出自粛要請が出される等の感染リスクが高い期間については、相談の受付時間を10時開始として差し支えない。

② 個別相談の受付体制等

- 本事業で使用する専用電話回線は、インターネットプロトコル電話の回線を使用し、当該回線が通話中の場合も代理応答等により受付時間中は常時対応可能な体制を整えること。その際の代理応答等の方法については、本事業を受託する者の既設の固定電話等、回線の種別を問わないものとする。なお、回線の敷設に係る工事費、当該電話回線使用に係る経費については、補助事業者が負担することとする。
- メールによる相談は、電話による相談を補完するために用いるものであり、相談者がメールでの回答を希望する場合を除き、電話による回答をして差し支えないものとする。そのため、相談者からのメールには相談者の氏名、事業者名、連絡先電話番号、相談内容が必須となることを記載すること。相談を受け付けるためのメールアドレスは、補助事業者が使用しているドメインを使用し、本業務に専用のものを設けること。また、必須事項の記入を求めるため、いわゆる「問い合わせフォーム」等を活用することは差し支えない。
- 相談を希望する事業場側からの電話料金については相談を行う事業場の負担とする。

12 付帯業務

補助事業者は、4（2）ウの付帯業務において、本事業の交付概要について、都道府県、事業区分、事業場名、購入機器等を取りまとめ、交付要綱第13条の実績報告書の提出とともに提出すること。

13 協議

補助事業者は、上記1から12に定める事項のほか、事務処理に当たって生じた疑義は、随時、厚生労働省労働基準局長と協議するものとする。

第4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、間接補助者に下記の事実が認められた場合には、交付決定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 間接補助者が、間接補助金をフィットテスト測定機器購入以外の用途に使用した場合
- (2) 間接補助者が、第3の1から7に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (3) 間接補助者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (4) 間接補助者が、補助事業者又は大臣の指示に従わない場合

2 間接補助者からの返還額等の取扱

補助事業者は、上記1の解除を行った場合は、すでに当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を附して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 秘密の保持

補助事業者は、本補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、間接補助者による暴力団排除に関する誓約事項について、間接補助金の交付前に確認しなければならない。

第5 財産の処分

補助事業者は、補助金を受給した間接補助事業者より、財産処分に係る承認申請等があった場合には、承認等の所要の手続を行うものとし、詳細は交付規程で定める。

第6 指導監督等

- 1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。
- 2 大臣は、第4の2に基づき、間接補助者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第7 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助金の対象となる対象者及びフィットテスト測定機器	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
<p>作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号の作業環境測定機関又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第2項に基づく特殊健康診断の実施機関で金属アーク溶接等作業を行う事業場からの求めにより、本補助金で購入したフィットテスト測定機器を用いて溶接ヒュームに係るフィットテストを実施する見込みのある者が購入する国内で販売されている特化則第38条の21に定める溶接ヒュームのフィットテストに対応可能な定量的フィットテスト測定機器</p>	<p>フィットテスト測定機器本体（本体に標準装備されている付属品を含む。）の購入に要する経費（消費税は除く。）。</p> <p>なお、送料、別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正等のオプションは対象外とする。</p>	<p>1台当たり100万円（税抜き）</p>	<p>第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、申請できる台数は1事業場当たり1台を上限とする。</p>